

○内閣府令第 号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第12号（第41条関係） 第 号 警備員指導教育責任者資格者証 警備業務の区分 住 所 氏 名 年 月 日 生 警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者としての 資格を有する者であることを証する。 年 月 日 公 安 委 員 会 印 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 中央部に日章の地模様を入れる。	改正後
別記様式第12号（第41条関係） 第 号 警備員指導教育責任者資格者証 警備業務の区分 本 籍 氏 名 年 月 日 生 警備業法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者としての 資格を有する者であることを証する。 年 月 日 公 安 委 員 会 印 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 中央部に日章の地模様を入れる。	改正前

警備員指導教育責任者 機械警備業務管理者		資格者証交付申請書	
警備業法施行規則 第42条第1項 第63条第1項において準用する同令第42条第1項	の規定により		警備員指導 機械警備業
教育責任者 務管理者			
資格者証の交付を申請します。			
		年	月
		日	
公安委員会 殿			

(警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする場合)				
受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載事項

1) ※印欄には、記載しないこと。
2) 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字で○で囲むこと。
3) 「講習」欄の記載は、「管理員指導教育責任者資格証」又は「後援管理業務管理者講習」の課程を修了した者のみとする。

4) 「受けとった管理員指導教育責任者資格証」に係る「管理業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の「管理業務の区分を」、「2号」とは同項第2号の「管理業務の区分を」、「3号」とは同項第3号の「管理業務の区分を」、「4号」とは同項第4号の「管理業務の区分を」を、

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

警備員指導教官責任者 資格者証交付申請書
機核警備業務管理者

警備業法施行規則 第42条第1項
第63条第1項において準用する同令第42条第1項 の規定により 警備員指
機核警備

教官責任者 資格者証の交付を申請します。
業務管理者

年 月 日

公安委員会 監

(警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする場合)				
受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号

記載要領

- ① 印欄には、記載しなすこと。
- ② 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を記入した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- ③ 「講習」欄の記載は、警備員指導教育責任者講習又は後援警備業務管理者講習の課程を修了した者のみを行うこと。
- ④ 「受け」より上は警備員指導教育責任者講習部記に後援警備業務の区分「欄」の「1号」として2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 号

機務警備業務管理者資格者証

住 所

氏 名

年 月 日生

警備業法第42条第1項に規定する機務警備業務管理者としての
資格を有する者であることを証する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日章の地模様を入れる。

第 号

機務警備業務管理者資格者証

本 籍

氏 名

年 月 日生

警備業法第42条第1項に規定する機務警備業務管理者としての
資格を有する者であることを証する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考
1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日章の地模様を入れる。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。